

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(藤枝市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 藤枝市職員の給与に関する条例(昭和29年藤枝市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第17条の2第2号中「(同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)」を削る。

(藤枝市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第2条 藤枝市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(昭和29年藤枝市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「法第16条第2号」を「法第16条第1号」に改める。

(藤枝市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第3条 藤枝市職員等の旅費に関する条例(昭和54年藤枝市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「法第16条第2号から第5号」を「法第16条第1号から第4号」に改める。

(藤枝市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第4条 藤枝市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成24年藤枝市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第19条第3項第2号中「(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)」を削る。

(藤枝市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第5条 藤枝市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年藤枝市条例第44号)の一部を次のように改正する。

第14条第2項第2号中「(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)」を削る。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。